

2014年度 加入保障明細書 (組織加入証書)



3737-0139-00

JAM井関農機労働組合 松山支部

共済期間 2013年7月1日から2014年6月30日

加入スタイル ① JAMハート共済 A2倍タ ② JAM団体共済 イプ 生命傷害特約 - 共済掛金 (1人当たり) 月掛 800円	JAM団体火災共済 6口 JAM団体生命共済 30口 生命傷害特約 30口 病気入院特約 口 JAM団体医療共済 2口 JAM団体組合活動共済 口 JAM団体交通災害共済 A40口 共済掛金 (1人当たり) 月掛 1,340円
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※JAM共済マニュアル「各共済の概要と保障内容」と共にご覧下さい。

1. 火災等で被害を受けたとき

(ハート1-①~⑦+団体火災)

	被害の割合		
①火災	70%以上		1,200,000円
	50%以上 70%未満		900,000円
	30%以上 50%未満		600,000円
	20%以上 30%未満		300,000円
	10%以上 20%未満		180,000円
	5%以上 10%未満		120,000円
	5%未満		84,000円
②地震	70%以上		180,000円
	20%以上 70%未満		96,000円
	5%以上 20%未満		18,000円
	1%以上 5%未満		8,400円
	地震が原因で火災となった場合の加算		
70%以上		84,000円	
20%以上 70%未満		42,000円	
③風水雪害・崖崩れ	50%以上		360,000円
	30%以上 50%未満		186,000円
	20%以上 30%未満		96,000円
	5%以上 20%未満		48,000円
	1%以上 5%未満		18,000円
④床上浸水	200cm以上		120,000円
	80cm以上 200cm未満		60,000円
	20cm以上 80cm未満		42,000円
	5cm以上 20cm未満		24,000円
	5cm未満		18,000円
⑤漏水	70%以上		42,000円
	40%以上 70%未満		30,000円
	20%以上 40%未満		18,000円
⑥落雷	一機種一台限り		6,000円
⑦同居する親族の死亡 (火災等、自然災害による損害)			120,000円

6. 病気や不慮の事故やケガで入院したとき

※1 共済期間 入院共済金支払い限度日数180日 (①~③について)

入院事由	共済金
①病気で連続5日以上入院した場合 (ハート2-①+団体医療①)	1日目より 2,400円/日
②不慮の事故やケガで1日以上入院した場合(日帰り入院含) ハート2-②(自家の定義=ケガ=1,600円) ハート生命傷害特約 (全労済の定義=不慮の事故=2,000円) 団体医療(自家の定義=ケガ=800円) 団体生命傷害特約 (全労済の定義=不慮の事故=3,000円)	1日目より 7,400円/日
③組合活動中の不慮の事故やケガで連続5日以上入院した場合 ハート2-③(自家の定義=ケガ=10,000円) ハート生命傷害特約 (全労済の定義=不慮の事故=2,000円) 団体生命傷害特約 (全労済の定義=不慮の事故=3,000円) 団体医療(自家の定義=ケガ=800円)	1日目より 15,800円/日

※組合活動中の不慮の事故やケガで5日未満の入院の場合
・入院・休業含め5日以上となる場合の入院は、「4.組合活動中の事故」の「休業」として扱います。(さらに、ハート生命傷害特約、団体生命傷害特約、団体医療に加入の場合は、それぞれの入院共済金が支払われます。)
・入院・休業含め5日に満たない場合の入院については、「2.不慮の事故やケガで1日以上入院した場合(日帰り入院含)」で支払います。

2. 病気の死亡または身体障害になったとき

※生命傷害特約を付帯していない場合
※生命傷害特約を付帯している場合で病気が原因のとき

(ハート3-①+団体生命)

死亡 5,000,000円

労災法の障害等級に準じた場合

(ハート4-①
労災法の障害等級に準じた場合+団体生命)

障害1級 5,000,000円

障害2級 5,000,000円

障害3級 2.3.4 5,000,000円

身障者福祉法の認定を受けたとき

(ハート4-①
身障者福祉法の認定を受けた場合+団体生命)

障害1級 2,500,000円

障害2級 1,250,000円

障害3級 250,000円

障害4級 150,000円

*ケガで身障者福祉法の認定を受けたときも保障されます

労災法と身障者福祉法の両方に該当した場合は共済金の多い方を適用します

4. 組合活動中の事故

(ハート3-②+ハート生命傷害特約
+団体生命+団体生命傷害特約)

死亡 28,000,000円

労災法の障害等級に準じた場合

(ハート4-②+ハート生命傷害特約+団体生命
+団体生命傷害特約)

障害1級 28,000,000円

障害2級 28,000,000円

障害3級 2.3.4 28,000,000円

障害3級 1.5 27,500,000円

障害4級 21,500,000円

障害5級 18,250,000円

障害6級 15,150,000円

障害7級 12,590,000円

障害8級 11,250,000円

障害9級 7,500,000円

障害10級 5,000,000円

障害11級 3,750,000円

障害12級 2,500,000円

障害13級 1,750,000円

障害14級 1,000,000円

5日以上休業のとき1日目より

5,000円/日(ハート2-④+団体組活)

特定疾病による死亡共済金および特定疾病による障害共済金は、50%を限度に給付します
団体交通災害に加入の場合で、組合活動中に交通災害に遭ったときは、団体交通災害の共済金も支払われます。

3. 不慮の事故やケガ・感染症(感染症)で死亡または身体に障害を残したとき

※生命傷害特約を付帯している場合
(病気が原因の場合は、「2. 死亡、ケガや病気で身体障害になったとき」を参照)

(ハート3-①+ハート生命傷害特約
+団体生命+団体生命傷害特約)

死亡 10,000,000円

労災法の障害等級に準じた場合

(ハート4-①+ハート生命傷害特約
+団体生命+団体生命傷害特約)

障害1級 10,000,000円

障害2級 10,000,000円

障害3級 2.3.4 10,000,000円

障害3級 1.5 9,500,000円

障害4級 6,500,000円

障害5級 4,750,000円

障害6級 3,250,000円

障害7級 2,650,000円

障害8級 2,250,000円

障害9級 1,500,000円

障害10級 1,000,000円

障害11級 750,000円

障害12級 500,000円

障害13級 350,000円

障害14級 200,000円

5. 交通災害に遭ったとき

(ハート3-①+ハート生命傷害特約+団体
生命+団体生命傷害特約+団体交通災害)

死亡 14,000,000円

労災法の障害等級に準じた場合

(ハート4-①+ハート生命傷害特約+団体
生命+団体生命傷害特約+団体交通災害)

障害1級 14,000,000円

障害2級 14,000,000円

障害3級 2.3.4 14,000,000円

障害3級 1.5 13,100,000円

障害4級 9,700,000円

障害5級 7,550,000円

障害6級 5,650,000円

障害7級 4,650,000円

障害8級 4,050,000円

障害9級 2,700,000円

障害10級 1,800,000円

障害11級 1,350,000円

障害12級 900,000円

障害13級 630,000円

障害14級 360,000円

・1日~4日入院したとき1日目より11,400円/日
(ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害
特約+団体医療②+交通災害)※日帰り入院含

・連続5日以上入院したとき5日目より15,400円/日
(ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害
特約+団体医療②+交通災害)

通院1日目から(交通災害) 4,000円/日

※1 共済期間 入院共済金支払い限度日数180日